

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
地域医療に関わる事業者として、取引先とも連携し、健康増進施策の共同実施等を通じて、より健康で持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、社是である「“奉仕のこころ” 誠実な気持ちで他者を愛する」のもと、企業理念に基づき、取引先の皆様との良好な関係を重要な経営基盤と位置づけています。患者さま・利用者さまに対して過不足のない医療・福祉サービスを提供するため、多様なステークホルダーとの連携と継続的な対話を通じて、サプライチェーン全体を最適化することで持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2026年3月13日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社アイセイ薬局

企 業 名

代表取締役社長 藤井 江美

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。